第１号様式（第４条関係）

　　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付申請書

　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　年度において、下記のとおり大分県訪問看護提供体制強化事業を実施したいので、補助金を交付されるよう、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金の交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

２　事業完了予定年月日　　　　　　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）事業計画書（別紙１）

（２）所要額調書（別紙２）

（３）所要額算出の根拠となる書類等（別表２の必要書類）

（４）収支予算書（別紙３）

（５）その他知事が必要と認める書類

第２号様式（第５条関係）

　　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業変更承認申請書

　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

年　月　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第５条第１項第１号の規定により申請します。

記

１　補助金変更交付申請額　　金　　　　　　　　円

２　変更の理由

（備考）

以下、第１号様式の記の３以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較参照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第３号様式（第５条関係）

　　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業中止（廃止）承認申請書

　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

年　月　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第５条第１項第２号の規定により申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（又は廃止の期日）

３　中止（廃止）後の措置

第４号様式（第５条関係）

年度大分県訪問提供体制強化事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額確定報告書

　　　　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　年　月　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第５条第１項第６号の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

（　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号による額の確定通知額）

２　補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　金　　　　　　　円

３　消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

５　その他

（１）別紙を添付すること。

（２）その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付　　　　すること。

別紙

年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入に係る消費税額及び地方消費税額 （Ａ） | 補 助 率  （Ｂ） | 仕入に係る消費税等仕入控除税額 (Ａ×Ｂ） | 備 考 |
|  |  |  |  |

（注）１　「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　 ２　「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第５号様式（第６条関係）

（公印省略）

　　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県知事

　　　　　年　月　日付け　　第　　　号で交付申請のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助対象経費 　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（５）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（６）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第４号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（７）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

（８）その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

（９）大分県補助金等交付規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な

変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ア　補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

イ　補助対象経費の２０パーセント以内の増減

第６号様式（第９条関係）

　　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付請求書

　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　 年　月　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金　　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 請求額 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 既受領額 | 円 |
| 残額 | 円 |

【振込先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　金融機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　本・支店名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 口座種別

　　　　　　　　　　　　　　　　　 口座番号

第７号様式（第１０条関係）

　　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業報告書

　　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　年　月　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業について、下記のとおり実施したので、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　補助事業の効果

２　補助事業の完了年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）事業実績書（別紙４）

（２）所要額精算書（別紙５）

（３）所要額算出の根拠となる書類等（別表３の必要書類）

（４）収支精算書（別紙６）

（５）その他知事が必要と認める書類

第８号様式（第１１条関係）

（公印省略）

　　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金の額の確定通知書

　　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県知事

年　月　日付け　　第　　　号で提出のあった　　年度大分県訪問看護提供体制強化事業報告書に基づき、　年　月　日付け　　第　　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　円については、金　　　　　円に確定したので、大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。